提　出　用

令和6年分　収支内訳書（農業所得用）

住　所	いわき市	水稲作付面積	アール
氏　名		水稲収穫量合計	袋
電　話		普通畑作付面積	※注1 アール

※注１　出荷を目的とせずに自分の家で消費する野菜を作付けした畑の面積も含めてください。　　１反＝10アール

◎ 農業所得のある方も帳簿の作成・保存が義務付けられました。尚、この様式は市のホームページにございますので、必要であればご活用ください。

◎ ②家事消費・事業消費金額のみで①販売金額(供出・個売米等)がない方は、収入金額を算出できないため必要経費を記入のうえ申告相談受付会場までお越しください。

（自　月　日　至　月　日）　□ 年の途中で事業　開始 ・ 廃止　（　月　日）
(年の途中で事業を開始又は廃止した方は日付を記入してください)

			（百万）	（千）		
収入金額	販売金額	①				⇦ 裏面「①販売金額」の合計額を記入
	家事消費 事業消費 金額	②				⇦ 裏面「②家事消費・事業消費金額」の合計額を記入
	雑収入	③				⇦ 裏面「③雑収入」の合計額を記入
		④				
	合計（①～④）	⑤				
必要経費	雇人費	⑥				⇦ 親族以外の雇い人(常時・臨時)の労賃・賄費。現物支給の場合も同じ
	小作賃借料	⑦				⇦ 農地・農機具等の賃借料、農協の共同施設利用料など。現物支給の場合も同じ
	減価償却費	⑧				⇦ 裏面「⑧減価償却費」の合計額を記入
	租税公課	⑨				⇦ 農業用の機械やトラック等の軽自動車税や自動車税、農業用倉庫等の固定資産税など
	種苗費	⑩				⇦ 種もみ、苗類、種いもなどの購入費。(自給分については、収穫したときの価値で計上)
	肥料費	⑪				⇦ 肥料の購入費用
	農具費	⑫				⇦ 使用可能期間が１年未満か取得価格が10万円未満の農具の購入費用
	農薬衛生費	⑬				⇦ 農薬の購入費用や共同防除費
	諸材料費	⑭				⇦ ビニール、針金などの購入費用
	修繕費	⑮				⇦ 農業用の機具、農業用自動車・建物などの修理に要した費用
	動力光熱費	⑯				⇦ 電気料、水道料、ガソリン、灯油など農作業に要した費用
	作業衣料費	⑰				⇦ 作業衣、地下たびなどの購入費用
	共済掛金	⑱				⇦ 水稲、果樹、農機具などに係る共済掛金
	荷造運賃手数料	⑲				⇦ 出荷の際の包装費用、運賃や出荷機関に支払う手数料
	土地改良区費	⑳				⇦ 土地改良事業の費用や客土費用
	その他委託	㉑				⇦ 農作業に関して委託した費用
	雑費	㉒				⇦ 農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費
		㉓				
	合計（⑥～㉓）	㉔				
専従者控除前の所得金額（⑤－㉔）		㉕				
専従者控除額		㉖				
所得金額（㉕－㉖）		㉗				

生計を一にする配偶者や15歳以上のその他の親族が、６ヶ月を超える期間、事業に専ら従事している場合には、その事業に従事している親族１人につき、次の（１）か（２）のいずれか少ない方の金額を必要経費にすることができます。なお、専従者控除を申請した場合、対象者に係る配偶者控除や扶養控除を重複して申請はできません(※事業専従者をとった場合は、「市民税・県民税申告書」の該当欄に記入してください。）
（１） 配偶者８６万円（その他の親族５０万円）
（２）（㉕ の金額）÷（１＋事業専従者数）

①販売金額（※1）

※袋：30kg

		販売先	Ⓐ 単価	Ⓑ 販売数〔袋〕	計(Ⓐ×Ⓑ)
水稲	うるち米	農　協	円	ⓐ 袋	ⓓ 円
		集荷業者等		ⓑ	ⓔ
		個　人		ⓒ	ⓕ
	くず米等	農　協			
		集荷業者等			
		個　人			
その他の農産物		農　協	種類品名	総量	販売金額
				kg	
		集荷業者等			
		個　人			
合　計					①

③雑収入

内　訳	金　額
受取共済金	円
農作業受託料	
自主流通米精算金	
中山間地域等直接支払交付金	
合　計	③

※１　令和６年中の販売金額を記入します。なお、販売後まだ実際に代金を受取っていない場合でも令和６年中に販売したものはすべて令和６年分の販売金額になります。

②家事消費・事業消費金額　（自分の家で消費する分と親戚や知人などへ贈答する分。また、事業のため雇い人への現物支給などで消費した分。）

	Ⓒ 販売金額（ⓓ+ⓔ+ⓕの合計）	Ⓓ 販売数（ⓐ+ⓑ+ⓒの合計）	Ⓔ 単価（Ⓒ÷Ⓓ）	Ⓕ 消費数〔袋〕	計（Ⓔ×Ⓕ）
水　稲	円	袋	円	袋	円
その他の農産物	販売金額	総量 kg		消費量 kg	
合　計					②

※２　①販売金額がない場合はこの表からは算出できないため必要経費を記入のうえ申告相談受付会場までお越しください。

⑧減価償却費（※３）

減価償却資産の名称	数量	取得年月	㋑ 取得価額	㋺ 償却の基礎になる金額	償却方法	耐用年数	㋩ 償却率	㋥ 本年中の使用期間	㋭ 本年分の償却費（㋺×㋩×㋥）	㋬ 事業専用割合	本年分の必要経費（㋭×㋬）
		年　月	円	円		年		月	円	%	円
		.						12			
		.						12			
		.						12			
		.						12			
		.						12			
		.						12			
		.						12			
合　計											⑧

※３　建物・機械などの資産は耐用年数を基として計算した減価償却費だけがその年の経費になります。
なお、取得年月日によって、計算方法が異なりますので注意してください。

【平成１９年３月３１日以前に取得した資産】

<計算式>本年分の必要経費＝ ㋑ 取得価額×90%（㋺）× ㋩ 償却率 × ㋥ 使用期間 × ㋬ 事業専用割合

◇すでに償却が終わっている資産についても、償却が終わった年の翌年以後５年間で１円まで償却します。

（記入例の田植機を参考にしてください）

【平成１９年４月１日以降に取得した資産】

<計算式>本年分の必要経費＝ ㋑ 取得価額 × ㋩ 償却率 × ㋥ 使用期間 × ㋬ 事業専用割合

耐用年数が７年の農業用の機械及び装置の ㋩ 償却率は、
旧定額法の場合・・・０．１４２
定額法の場合・・・・０．１４３　となるので注意してください。
詳しくは、市民税課までお問い合わせください。